検定試験不正経理に関する内部通報関係文書公開請求拒否決定審査請求事案（番号55）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年12月11日 |
| 請求内容 | ○○高校について、  １．検定試験の不正経理に関しての内部通報の内容がわかる資料  ２．上記１．についての調査経過がわかる資料  ３．上記１．の検定試験についての帳簿 |
| 実施機関  の決定 | 令和３年１月14日付け教高第3408号による公開請求拒否決定。  【公開請求を拒否する理由】  本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例第８条第１項第４号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなるため。  【備考】  　当該決定は、12月15日付け教総第2653号補正通知書により令和３年１月２日にFAXでの回答を踏まえて、決定するものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年２月８日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書について、条例第８条第１項第４号を根拠に、公開請求拒否決定をしているが、本件請求は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当しないため。  よって不服である。 |
| 弁明書 | | 条例第12条及び第８条第１項第４号の府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報であると判断し、公開請求拒否決定とした。 |
| 判　断 | | １　条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めており、「第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、  ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件１」という。）、  ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件２」という。）をいう。 |
| 判　断  判　断 | | ２　本件請求１について  （１）本件請求１は、「○○高校」における、「検定試験の不正経理に関して内部通報の内容がわかる資料」の公開を求めるもので、個人を特定していないものの、本件請求１に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条第８条第１項第４号に係る情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。  同号は、  　・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査 、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件ア」という。）、  ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件イ」という。）  については当該行政文書を公開しないことができると定めている。  　また、本件請求１は、○○高校における検定試験の不正経理について知り得る者が、内部通報を行ったことを前提とした請求であると解されるから、本件対象文書の存否を答えることにより、当該内部通報を行った者が、特定の高校の当該事項について知り得る者であると絞り込むことが可能となるところ、本件請求１に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。  同号の個人情報とは、  ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ウ」という。）であって、  ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件エ」という。）のうち、  ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件オ」という。）をいう。  （２）要件ア及びイの該当性について  　　　内部通報に係る事務は、府の機関が行う事務であり、要件アに該当する。  また、内部通報を行った者が明らかとなれば、今後、内部通報を行おうとする職員の信頼を損ね、内部通報を行うこと及びこれに協力することを躊躇することにもつながる。その結果、組織内の法令違反の是正及びその未然防止を図ることで、府民の信頼を確保するという内部通報の趣旨を損なうこととなり、また、法令等に遵守して行政事務を行うという、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、要件イに該当する。  （３）要件ウからオの該当性について  本件対象文書の存否を答えることにより、当該内部通報を行った者が、特　　定の高校の、特定の事項について知り得る者であると絞り込むことが可能となることから、要件ウ及びエに該当する。  また、一般に、内部通報者を保護するため、通報者の特定に繋がる情報について秘密保持が図られていることからも、内部通報を行った事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当し、要件オに該当する。  （４）要件１及び２の該当性について  特定の個人が何らかの内部通報を行ったか否かという事実は、内部通報制度の趣旨から、あるいは個人情報として保護される情報であり、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになるため、要件１に該当する。  これにより、府の内部通報に係る事務事業の目的が達成困難となり、また、仮に内部通報を行った者が特定された場合、その者の権利利益を著しく害するおそれがあると認められ、要件２に該当する。  ３　本件請求２について  　　本件請求２は、本件請求１を受けており、その趣旨としては、「内部通報がなされた検定試験の不正経理に関する調査経過がわかる資料」の公開を求めるものである。  　　当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、「検定試験の不正経理」があったか否かを答えることになる。また、「検定試験の不正経理」の発覚経緯は、本件請求１により「内部通報」であることに限定されるため、本件請求２に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、２記載のとおり、条例第８条第１項第４号及び条例第９条第１号に該当する情報を公開することになり、これらの適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれるため、条例第12条の要件に該当する。  ４　本件請求３について  　　本件請求３もまた、本件請求１を受けており、「不正経理に関する内部通報がなされた検定試験についての帳簿」の公開を求めるものである。  　　当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、「検定試験について不正経理に関する内部通報」があったか否かを答えることになるため、２記載のとおり、条例第12条の要件に該当する。  ５　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年12月11日　　 同日付け公開請求  ・同年15日　　　　　　　補正通知書  ・令和３年１月２日　　　 令和２年12月28日付け連絡書  ・同年１月14日　　　　 公開請求拒否決定  ・同年２月８日　 　　　　審査請求  ・同年３月４日　 　　弁明書  ・同年６月30日　　 　　諮問 |